

# 新型コロナウイルス感染症に関連するFAQ（私立幼稚園設置者向け）

令和2（2020）年4月14日  
 栃木県保健福祉部こども政策課

No.	質問	回答
1	4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が発出されたが、私立幼稚園はどのように対応すべきか。	<p>栃木県は緊急事態宣言の対象区域以外の地域であり、県から幼稚園に対し休園の要請は行っておりません。</p> <p>各私立幼稚園設置者は文部科学省から発出されている「『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について」（令和2年4月7日付け2文科初第57号）を参考に御対応をお願いします。</p> <p>なお、感染症予防のために幼稚園設置者の判断により幼稚園を臨時休園とすることも可能ですが、新2号の認定を受けている児童がいる場合には、市町の保育担当課と調整のうえ御対応をお願いします。</p> <p>また、臨時休園とする場合には、文部科学省に報告する必要がありますので県こども政策課まで御報告をお願いします。</p>
2	児童や教職員が感染した場合はどうしたらいいのか。	<p>検査の結果、感染が判明した場合には、医療機関から本人（保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。幼稚園には、通常、本人（保護者）から感染した旨の連絡がされることとなります。</p> <p>その後、保健所が幼稚園において感染者の行動履歴や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合がありますので、幼稚園においても御協力いただくようお願いします。</p> <p>この場合の幼稚園の臨時休業の考え方については、文部科学省から発出されている「『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について」（令和2年4月7日付け2文科初第57号）を参考にしてください。</p> <p>また、児童や教職員が感染した場合には、文部科学省に報告する必要がありますので県こども政策課まで御報告をお願いします。</p>
3	幼稚園を臨時休業にした結果、教育週数が学校教育法施行規則で定める39週を下回ってしまった。長期休業期間を削減するなど対応が必要か。	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から臨時休業した場合には、施行規則に規定する特別な事情に該当し、39週を下回っても規則違反にあたりません。また、長期休業期間中の補習なども必要ありません。</p>
4	子育てランド事業で未就園児親子教室などを実施しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施回数を削減した場合、補助金も削減されることになるのか。	<p>事業数や実施回数が補助要件を満たさない場合には、補助金の交付はできません。</p> <p>なお、子育てランド事業の実施に際しては、参加者同士の距離や、実施場所の換気の状態などを考慮の上、可能な範囲で感染症対策に取り組んでいただくようお願いします。また、併せて開催日程の変更等も御検討ください。</p>

5	学校法人の理事会や評議員会は開催しなければならないのか。	<p>理事会は単に議決を行うための機関ではなく、理事が議題について相互に意見交換を行うことにより学校法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものであることから、原則として書面のみで決議を行うことは認められません。</p> <p>他方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、無理のない範囲で出席可能な理事のみが実際に出席したうえで、出席できない理事については書面による意思表示によって理事会への出席とみなし、理事会を開催することは可能です。</p> <p>この場合、単なる白紙委任や理事長への一任等は出席者とみなすことはできませんので御留意ください。</p> <p>また、評議員会についても同様です。</p>
6	園バスの運行は中止すべきか。	<p>園バスの運行については、各私立幼稚園設置者の判断によります。</p> <p>なお、園バスの運行に際しては、定期的に窓を開け換気を行うことや、コースを変更し過密乗車を避けるなど、可能な範囲で感染症対策に取り組んでいただくようお願いします。</p>
7	保護者会や幼稚園行事などを中止にすべきか。	<p>行事等の開催については、各私立幼稚園設置者の判断によります。</p> <p>参加人数、開催場所（換気の状態）、開催時間（同一空間での滞在時間）、参加者同士の距離などを考慮の上、御判断願います。</p> <p>なお、開催する場合には、こまめな換気やアルコール消毒液の設置など可能な範囲で感染症対策に取り組んでいただくようお願いします。</p>
8	園児の健康診断を実施する体制が整わないが、どうすればよいか。	<p>園児の健康診断は毎学年、6月30日までに実施する必要がありますが、新型コロナウイルスの影響により、実施体制が整わないなどやむを得ない事由により期日までに実施できない場合には、年度末までに、可能な限り速やかに実施してください。</p>